# 武蔵野少年野球連盟

連盟規約

発行元:武蔵野少年野球連盟事務局

# 第一章

# 概要

#### 第1条 名称

本連盟は「武蔵野少年野球連盟」と称する。

## 第2条 事務所

本連盟の事務所は〔会長宅〕に置く。

#### 第3条 目的

本連盟は、北多摩及びその周辺地域の少年軟式野球チーム(スポーツ少年団)並びに本連盟の趣意に同調する団体で構成され、隆盛発展に寄与し、併せて少年の健全育成、体位の向上、深化する人間関係の構築を目指す事を理念とする。

# 第4条 事業

本連盟は前項の目的を達成する為、次の事業を行う。

- ①武蔵野少年野球大会の企画、実施並びに他の地域との交流大会。
- ②構成するチームへの指導並びに助成。
- ③功労者、甲子園大会出場者、優秀選手などへの表彰。

④その他、本連盟の目的と認められる事項。

#### 第5条 資格・構成

本連盟に登録されるチームは、第3条に賛同される球団で、 心身堅固にして、他の人の模範となるべき野球愛好者 とする。

> 登録チームは必ずスポーツ保険に加入し、事故等につい てはチームにて責任を持つ事。

大会参加資格者は当該年度に於いて次の事項に該当する者。

- ①少年部:中学生
- ②学童 I 部:小学五·六年生
- ③学童Ⅱ部:小学四年生以下
- ④学童Ⅲ部:小学三年生以下
- ※上記各部間においての"繰り上げ登録は可"とする。

## 第6条 登録

球団としての登録は1団体1登録とする。登録には総会に於いて登録費の納付を含む所定の手続きを行わなければならない。但し、同一球団であっても少年部と学童部は別団体とする。

中途加入の球団は、参加する大会の前に所定の手続きを行わなければならない。

大会に参加をするチーム数の制限は特に規定をしないが、抽選の前にチーム毎に参加費を納付しなければならない。

# 第二章

# 組織

#### 第7条 役員

本連盟に次の役職を置く。

- ①会長
- ②理事長
- ③調整部長
- ④運営部長
- ⑤審判部長
- ⑥技術部長
- ⑦事務局長
- 8会計部長
- 9会計監查

※以上の役員に「補佐」及び「副」又は「それに準ずる職席」を 置く事が出来る。尚、理事会での議決権を持つ。

⑩大会審判員

常任審判員:連盟役員及び連盟より指名された者

登録審判員:各球団より選出された者

①本連盟に顧問及び相談役を置く事が出来る。

## 第8条 任期

役員の任期は一年とする。但し再任(留任)は妨げない。大会審判員の任期は大会開始より終了までとする。

#### 第9条 役員選出及び任務

全ての役員は理事会で選出し、総会で承認される。主たる責務は下記の通りとする。

- 第7条①会長:連盟を総括する。
- 第7条②理事長:常時連盟の運営・企画の執行にあたる。
- 第7条③調整部長:大会日程に合うよう試合の調整を行う。
- 第7条④運営部長:大会全般及び当日の試合進行等についての任を担う。
- 第7条⑤審判部長:審判実務及び審判員の手配を行う。
- 第7条⑥技術部長:審判技術の指導に当たる。
- 第7条⑦事務局長:連盟運営の全般に携わりホームページ の管理·運営を担う。
- 第7条⑧会計部長:出納に係わる審査執行にあたる。
- 第7条⑨会計監査:財務を監査し翌年の総会での監査報告 を義務とする。

## 第10条 総会・理事会

総会は連盟の議決機関で、連盟役員並びに登録球団の代理者で構成し、委任状を含む構成員の過半数の出席をもって成立する。

毎シーズン始めに会長が招集し、次の事項を議決する。

- I) 前年度事業並びに決算報告の了承。
- Ⅱ) 当該年度役員の選出。
- Ⅲ) 当該年度事業並びに予算の決定。
- IV) 必要に応じ連盟規約の改定。
- V) 連盟の運営に必要となる事項・事案。

議決は多数決により決定する。

賛否同数の場合は議長裁定による。

理事会は、第7条②~⑨及び⑪の役員で構成し、理事長が

招集をする。

連盟の運営に必要な事項を協議し、出席者の過半数をもって決定する。

事務局長は、決定した事項を記録し、必要に応じ会長に報告をする。

必要に応じ会長も出席する事が出来る。

#### その他の会議

必要に応じ当該担当役員が招集する。

# 第三章

# 財務

## 第11条 会計

本連盟の会計収入は、年間登録費·大会参加費·寄付金(広告料を含む)その他をもって是に充て、収支の決済は会計部長が責任を持つ。

納入された登録費・参加費は理由の如何を問わず返還する 事はない。

## 第12条 慶弔見舞金

役員並びに加盟チーム関係者が亡くなった時は、弔意を 表する。

役員が病気・怪我等で入院した場合は、会長の判断で決定する。

大会中の審判員・選手等の怪我については会長の判断で 決定する。

## 第13条 大会運営

大会運営は、連盟役員及び各参加団体が協力をして是にあたる。

大会期間中、連盟参加団体は審判員及びグランド責任者に協力をする。

試合は公認野球規則・アマチュア内規・実施要項を基とし、別途定める連盟内規を適用する。